

## 「説得交渉学研究」投稿規程

### (投稿資格)

第1条 本学会の会員及び一般社団法人交渉学協会の理事長が推薦した者は日本語による原稿を投稿することができる。

### (投稿規準)

第2条 投稿される原稿は未公開のものに限る。雑誌や単行本等に詳しく掲載した原稿、あるいは、これらに投稿中の原稿は本誌に投稿できない。ただし科研費等の研究報告書への掲載論文はその限りではない。

### (提出物)

第3条 投稿を希望する者は、以下の規程に基づいて原稿を作成し、説得交渉学研究編集事務局宛に原稿の添付ファイル(ワード文書)を提出する。なお、掲載の可否にかかわらず、提出物は返却しない。

### (原稿書式)

第4条 原稿は、指定された電子原稿用紙を使用して作成する。

(1) 原稿の作成は、全て電子原稿用紙使用マニュアルに従う。電子原稿用紙およびその使用マニュアルについては、本学会の公式HP参照のこと。

(2) 原稿の構成は、題目、著者名(所属)、英文による題目、英文著者名(所属)、英文要約、英文キーワード、和文キーワード、図表を含む本文、注、引用文献、補助資料・付録の順となる。和文要約は必要ない。

(3) 英文キーワード、和文キーワードはそれぞれ5語以内とする。

(4) 英文要約は130-230語程度とし、改行を入れない。

### (原稿の種類)

第5条 原稿の種類は、査読付き論文(Article)、論説(dissertation)、論評(note)に分けられる。

(1) 査読付き論文：説得交渉学における理論的・実証的・方法論的研究、基礎・応用研究、定量的・定性的研究に貢献する未公開の論文。文章量は、原則として12000字以上、4万字以内(図表は400字に換算する)。

(2) 論説：機関誌に相応しい研究テーマを対象としており、投稿原稿の形式的側面や完成度・正確性において適格と判定される未公開の論文(無審査)。原稿書式・論文作成規則は査読付き論文に準ずる。文章量は、原則として12000字以上、4万字以内(図表は400字に換

算する)。

(3) 論評：説得交渉に関連するテーマについての所感、解説、論評、書評、報告、対談・鼎談など、本学会の発展に向けて有益と認められる問題提起がなされた未刊行の記事。文章量は、原則として 12000 字以内(図表は 400 字に換算する)。

但し、いずれの原稿形態においても編集委員会が必要と認めた場合には、若干の規定文章量の超過を認めることがある。この超過分にかかる費用は学会の負担とする。

(原稿作成規則)

第 6 条 原稿の作成に当たって以下の規則に従う。

(1) 字句・叙述は明確に、常用漢字、現代仮名遣い、算用数字を用いる。

(2) 図表は必要最小限にとどめ、本文との重複をさける。図表は大きいもので原稿 1 ページ (本誌 1/2 ページ)、小さいもので原稿 1/2 ページ (本誌 1/4 ページ)にほぼ相当する。図版、写真版の原稿は、鮮明な完全原稿を提出する。とくに費用を要するものは著者の負担とする。図と表は別々に作成し、それぞれに図 1、表 1 のように番号を付け、番号に続けてタイトルを書く。

(3) 査読付き論文及び論説の英文要約に関しては、記述に特に注意し、英語を母国語とする人の校閲を経る。

(4) 注には、上付き数字を使って通し番号をつける (例 <sup>1)</sup> <sup>2)</sup> <sup>3)</sup>)。

謝辞、学会発表抄録、科学研究費などの助成金に関する注の番号は、題目につける。投稿時と掲載時とで所属が異なる場合には、その人名につける。本文の注の番号は該当箇所につける。

全ての注は、一括して引用文献の前におく。

(5) 引用文献は、著者姓のアルファベット順にまとめる。本文中に文献を引用するときは、著者姓と発行年をつけて示す。

(6) その他、表記の詳細については執筆要項に従う。執筆要項は本学会公式 HP を参照のこと。

(論文審査)

第 7 条 査読付き論文は、「説得交渉学研究」投稿論文審査規程に基づき、採否を決定する。また、内容および形式の双方について改稿または再提出を求めることがある。論説及び論評に関しても、編集委員の判断により、内容および形式の双方について改稿または再提出を求めることがある。

(校正)

第 8 条 校正は初校のみ著者校正とし、記述は著者の責任とする。初校段階では、内容の修正は認められない。入力ミスなどの表記上の微修正にとどめる。

(別刷)

第9条 原稿の別刷は全額著者負担とする。

(問い合わせ先)

第10条 投稿した原稿についての問い合わせは編集事務局にし、学会事務局には行わないこと。

(著作権)

第11条 本誌に掲載された原稿の著作権は著作者に帰属する。

(規程の改正)

第12条 本規程の改正は、編集委員会の決議を得なければならない。

附則

1. 本規定は2008年4月1日から施行する。
2. 本規定は2011年4月1日から施行する。
3. 本規定は2012年5月1日から施行する。
4. 本規定は2016年1月27日から施行する。
5. 本規定は2018年2月26日から施行する。
6. 本規定は2019年2月1日から施行する。
7. 本規定は2021年5月19日から施行する。
8. 本規定は2022年11月5日から施行する。

参考 原稿の種別による投稿規程・審査体制

| ▼原稿の種別 | 題名・著者名(所属先) | キーワード     | 英文要約            | 本文(図表含む)                          | 引用文献 | 注、補助資料・付録 | 審査体制       |
|--------|-------------|-----------|-----------------|-----------------------------------|------|-----------|------------|
| 査読付き論文 | 英文・和文       | 英文・和文5語以内 | 130-230語程度(要校閲) | 原則として12000字以上、4万字以内(図表は400字に換算する) | 必須   | 任意        | 3名(原則編集委員) |
| 論説     | 英文・和文       | 英文・和文5語以内 | 130-230語程度(要校閲) | 原則として12000字以上、4万字以内(図表は           | 必須   | 任意        | 査読なし       |

|    |       |    |    |                                 |    |    |      |
|----|-------|----|----|---------------------------------|----|----|------|
|    |       |    |    | 400字に換算する)                      |    |    |      |
| 論評 | 英文・和文 | なし | なし | 原則として<br>12000字以内(図表は400字に換算する) | 任意 | 任意 | 査読なし |